

第 26 回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 平成 23 年 1 月 7 日（金） 15:00～16:40

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）阿藤誠

（委 員）津谷典子、安部由起子

（専 門 委 員）佐藤香、嶋崎尚子

（審議協力者）総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
神奈川県

（調査実施者）総務省統計局統計調査部：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：若林参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議 題 社会生活基本調査の変更について

5 議 事 録

○阿藤部会長 ただいまから第 26 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

本日は、昨年 12 月 6 日の部会に引き続いて、「社会生活基本調査の変更について」に関する審議を行います。

本日、嶋崎専門委員は途中で退席されます。

○嶋崎専門委員 申し訳ありません。

○阿藤部会長 津谷委員は特に御連絡がありませんので、追ってお見えになると思います。

審議に入る前に、本日の配布資料と前回部会の結果概要について、総務省の吉田調査官に説明をお願いします。

○吉田調査官 それでは、議事次第を御覧ください。これに基づきまして確認をさせていただきます。

資料は 3 つ用意してございます。

資料 1 は、「第 23 回人口・社会統計部会結果概要」で、前回の部会の結果概要でございます。

資料 2 は、本日の議題にもなりますけれども「諮問第 28 号の答申 社会生活基本調査の変更について（案）」でございます。

資料 3 は、この答申（案）は昨年暮れに委員や専門委員の方々に事前にお送りいたしまして、意見をくださいということをお願いしてございましたけれども、意見をいただきましたので、資料という形で示しさせていただいております。これにつきましては、また後ほど説明させていただきます。

す。

資料は以上でございますけれども、ほかに、第1回に配りました席上配布資料1等、もし本日の審議に必要なもので足りない資料があれば、余部がございますので、申し出ていただければと思いますが、特にございませんでしょうか。

それで、資料、前回部会の結果概要でございますけれども、これは既に確認をいただきまして、昨年12月17日の統計委員会に部会長から速報版という形で報告をしていただいております。これに加えまして更に何かお気づきの点等ございましたら、お申し出いただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

私からは以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

前回部会の結果概要については、今の内容でよろしいですね。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、この内容で整理させていただきます。

本日の審議に入らせていただきます。

本日は、前回の部会までで予定していた論点の審議をすべて終えておりますので、答申(案)の審議を行います。それで、先ほど御紹介がありましたように、答申(案)は資料2になります。

この答申(案)につきましては、事前に委員・専門委員の皆様にお送りしておりますので、読み上げは省略させていただきます。

そこで、まず答申(案)の構成について御説明いたします。答申(案)は前文がありまして、その下に「1 承認の適否」、その4行下ぐらいに「2 理由等」、最後のページに「3 今後の課題」と続く構成になっております。

それで、「1 承認の適否」というものは、統計委員会として承認を適当と考えるか否かの判断を記載しています。

「2 理由等」には、その判断の理由や計画を修正すべき点を記載しています。

また「3 今後の課題」では、平成28年調査を含めた将来において検討することが必要と認められる事項を整理しております。

「1 承認の適否」につきましては全体として判断するというものでございますので、まずは1ページの「2 理由等」の検討を行った後で確認させていただきたいと思います。そこでまず、「2 理由等」を御覧ください。

「2 理由等」では総務省政策統括官室の審査メモに基づいて、本部会で審議した各論点について、判断の理由や計画を修正すべき点を記載しています。

そこで、順番にまいります、「(1) 調査事項」でございます。

「ア 勤務形態の追加(調査票A、B)」ですが、平成23年の調査では、雇用されている者について「勤務形態」を把握する調査事項を追加することとしています。これについて、答申(案)ではおおむね適当であるとしています。ただ、これまでの審議で「短時間勤務」の説明文に関して「同じ事業所で働く」という文言は削除した方がよろしいということでしたので、その点が記してござ

います。

この部分について御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、この部分については当部会として了承とさせていただきます。

次にイですが「年次有給休暇の取得日数」を把握する調査事項を追加する。これは調査票A、Bともにです。これについてはおおむね適当であるとしておりますが、これまでの審議で、調査票の設計に関し、そもそも年次有給休暇が付与されていない者と、付与されているが取得していない者とが混在しないように、まずは年次有給休暇の「付与の有無」を把握することが必要であるとしております。

これについて御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、これはこの文案のとおりといたします。

続いて、「ウ 1週間の希望就業時間の追加(調査票A、B)」です。これについては、やはりおおむね適当としておりますが、これまでの審議で、調査票の設計に関し、有業者と無業者の設問で時間階級を統一すること、有業者と無業者の設問で説明文を統一すること、それから、就業を希望していないものの、働かざるを得ない者のための選択肢の追加の3点の変更が必要としております。

これについて御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは「エ ふだんの健康状態の追加(調査票A、B)」です。それで、全体として「P」と書いてあるのはペンディングということなのですが、一応、事務局としてこのようにまとめてはおります。ただし、やや問題がないわけではないということで、若干、事務局の方で苦労なさっているということなので、事務局からその点について説明をお願いしたいと思います。

○吉田調査官 それでは、御説明いたします。本来ですと、御意見等をいただいて最終的な案ということでお諮りすべきところだったのですが、なかなか苦労しておりまして、それで先生方のお知恵を拝借したいということで、全体的にPという形を取らせていただいております。

この普段の健康状態を追加するということにつきまして、それ自体は部会の審議の中で御了解いただいているということなのですが、その理由を部会審議に沿った形で書こうとしますと少し矛盾が出てきてしまいまして、行き詰まってしまったということでございます。この理由づけのところ、第2パラグラフから第3パラグラフにかけてというところをお願いをしたいと思っております。

これまでの審議の過程を振り返りますと、統計局の当初の調査計画での調査票では、健康上の問題がない、あるを聞いた上で、問題がある場合に更に、仕事に影響がない、勤務時間の短縮とかそういう、仕事に少し影響がある。あるいは休業中など、仕事に大きく影響があるというふうな選

択肢があったと思います。

それについては部会において、健康に不安を抱えていて、本当は休養などをしなくてはならないのだけれども、そういう場合でも通常業務や超過勤務をせざるを得ない人にとっては「仕事には影響がない」というものが選択されてしまうおそれがあって、実態を隠してしまうのではないかというふうな御発言がございましたし、更に先行でいろんな研究がされておりますけれども、主観的な健康状態と健診結果による健康状態というものは8割程度一致するという御発言もございました。それで、仕事への影響、つまり労働時間の長短との関係を強調しない、ニュートラルな選択肢を作るという変更をしてはどうかということでした。了解が得られているというところでございます。

ただ、答申案文を作成するに当たりまして、前段で健康と労働時間が関係するので、調査事項として追加することについては適当であるというふうにしておきながら、後段の方で仕事との関係を強調することはよくないという、ある意味、逆説的な説明になってしまうということで、一つの文章としてつながりがよくない、うまく文章化できなかったということでございます。

そこで、ひとまず部会の審議を踏まえた判断理由を記載しているつもりでございますけれども、理由の記載ぶりについてお知恵をお借りしたいということで、こういう形でお示ししてございます。

以上でございます。

○阿藤部会長 事務局の方でいろいろ検討をした上でそういうふうなことになるんですが、なかなか事務局の文案をここでまた議論していい案が出てくるかどうかは非常に心もとないと思います。休暇を挟んでいたこともありまして、私も、つい最近までよく見ておりませんでした。おとといでしたか、これを拝見しまして、一応の案を出さないと議論が進まないのかなと思い、私の方で案を作りましたので、これは全く私個人の案ですけども、今、お返ししますので、それも踏まえた上で御議論願えればと思います。

(阿藤部会長案配布)

○安部委員 その間に伺ってよろしいですか。

○阿藤部会長 どうぞ。

○安部委員 「基本計画においても」ということは、基本計画の中で何か文言があったということでよろしいんですね。それは配っていただいていますでしょうか。

○吉田調査官 はい。第1回の部会のときに配っております。

○安部委員 ありがとうございます。

○吉田調査官 参考の4です。

○阿藤部会長 安部先生、よろしいですか。

○安部委員 はい。ありがとうございます。

○阿藤部会長 それでは、お手元にお配りしたものは全くの私案ですけども、仕事と普段の健康状態と、この関連付けたものは設問として余り好ましくないというので、それを一応切り離して、健康状態については一般的な聞き方をしているということなんです。そもそもはそういう仕事と健康を関連付けた分析が欲しいという要望があって、こういう質問が付け加えられたという経緯があるわけです。

ただ、この部会の議論で、そういう現行の計画案では、余り仕事に関係付けると、本当は休業や就業時間の短縮をしなければならないような場合であっても、通常勤務や超過勤務をせざるを得ない人について「仕事には影響がない」というふうにマークしてしまうのではないか。そういうことを考えますと現行案では正確な把握ができないということで、この答申案の文章では、選択肢については、仕事との関係に限定せずに、健康状態を一般的に示すことが望ましいと言っているのですが、そうすると文章上矛盾するのではないかということでもあります。

ただ、ねらいとしては、その健康状態についての質問については、仕事との関係に限定しないで、一般論として聞く。ただ当然、これは有業者に聞いていますから、有業者の仕事の、特に労働時間とかそういうものと健康状態を分析・集計の過程でクロスして、それで分析することが望ましいのではないか。そういう部会の結論であったのではないかと思うので、今、お配りしたような文章にしてみたのですが、これも含めて御意見を伺いたいと思います。

それでは、津谷先生、どうぞ。

○津谷委員 阿藤先生の、「この質問では一般的に健康状態を聞いて、就業状態・就業時間とのクロスを取るなどして、後で集計・分析することがいいのではないか」という、この下線の部分は賛成でございます。意味が通ると思います。

ただ、この同じパラグラフなんですけれども、2行目の「通常勤務や超過勤務をせざるを得ない人について」という、この部分は私は不要なのではないかと思うんです。健康に不安を抱えていて、本当は休業や就業時間の短縮をしなければならないような場合であっても、もしくはしなければならないような人であっても「仕事には影響がない」にマークされるなどという、これは一つの例ですね。そこに、この「通常勤務や超過勤務をせざるを得ない人について」というものが入ってくることで、この文章は、私は少なくとも混乱しました。

これは別のことのように思います。体調がよくないのに、本当でしたら仕事を休んだり、辞めたり、短縮時間にしたいのに「影響がない」と答えてしまうことが問題なのであって、この超過勤務や通常勤務がどうこうということとは少し別の問題なような気がしますので、このフレーズを取ってしまった方が、これはあくまでも例ということで、文章の意味が通ってすっきりするのではないかと思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 健康状態と就業時間の関係を見るということが求められているわけですが、これはあくまで分析といいますか、データの中での関係を見るわけで、本人の関係づけを聞いてしまっただけでは正確ではなくなるわけですね。そういうことが言いたいわけなんですけど、つまり本人の関係づけをまず質問してしまうことがまずいということをお願いなんですけれども、そこで矛盾が出るような気がするとおっしゃるんですが、多分、そんなには矛盾していないと私は思います。

つまり、自分で関係づけを質問することは適切でないとか、それは入れてもいいとは思いますが、それがなくても、今、津谷先生がおっしゃってくださったように、この通常勤務や超過勤務をせざるを得ない人についてということを外し、そして、阿藤先生が「あらためて」という

ところで関係づけを見るということを追加してくださっているのです、これで十分に意は通ると考えます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

嶋崎専門委員、どうぞ。

○嶋崎専門委員 今、お二人の先生が御指摘いただいたとおりで結構だと思います。したがって、この通常勤務という、その部分を取ることでよろしいのではないかと思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

安部委員、どうぞ。

○安部委員 この最後の部分ですが、これは私が、今把握していないので教えていただきたいんですけども、公表集計表の様式ですが、この関係を示したものがあつたでしょうか。

○阿藤部会長 統計局、いかがですか。

○栗原室長 1回目の部会でお配りした資料の中に、資料3-3の別添4で社会生活基本調査の集計事項一覧というものが、少し細かい表が載ってございまして、その中で健康状態と有業者の項目のところをクロスさせるような形でマークが付けてあるかと思うんですけども、つまるところ、健康状態と時間とのクロスのような形を考えているということでございます。

○阿藤部会長 分かりました。

安部委員、よろしいですか。

○安部委員 あるということですから。

○阿藤部会長 当然、追加質問をしましたので、集計表はないことがおかしいですけどもね。

○津谷委員 追加してもいいと思いますけれども。

○安部委員 分かりました。

○阿藤部会長 それでは、よろしいですか。

○安部委員 はい。

○阿藤部会長 そういうことで、私の案の中の下から5~6行目の「就業時間の短縮をしなければならぬような人であっても」とおっしゃいましたか。

○津谷委員 「場合であっても」でも「人であっても」でも、どちらでもいいです。

○阿藤部会長 そこは事務局にお任せします。「であっても、通常勤務や超過勤務をせざるを得ない人について」を取るということで、最後の「したがって、選択肢については、仕事との関係に限定せずに、一般的な健康状態を尋ねることとし、集計・分析にあたって、あらためて仕事と健康を関係づけることが望ましい」ということで、一応、了解していただけますか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、そういうことで了解いたします。

続きまして、「オ 個人の年間収入の追加(調査票A、B)」です。これについては、これまでの審議で特段の御異論がありませんので適当というふうにしておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、これは了解いたします。

続いて、「カ ボランティア活動に係る1日当たりの活動時間の追加（調査票A）」であります。これについては、これまでの審議で特段の御異論がありませんでしたので適当としておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、これについては了解ということですか。

その次に、「キ 所属するボランティア団体等に係る選択肢の追加（調査票A）」です。これについても、これまでの審議で特段の御異論がありませんでしたので適当としておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、これは了解といたします。

次に、「ク ボランティア活動のうち『子供を対象とした活動』の例示について（調査票A）」なんですが、このボランティア活動に係る項目を審議している過程で「子供を対象とした活動」の例示に関して御意見がございました。学校等における行事の手伝い等の活動が把握できるよう例示を変更することが必要であるとしております。これも一応、議論で決着はしたんですが、これについて御意見はございますか。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、これも了解とさせていただきます。

続いて、3ページです。「ケ 10歳未満の世帯員に係る調査事項の記述について（調査票A、B）」です。これは言い回しの問題でもあるんですが、「10歳未満の人」を「10歳未満の世帯員」、「ふだん世帯以外の人から」を「ふだん世帯員以外の人から」にそれぞれ改めるということが必要としておりますが、何か御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、これも了解といたします。

次にまいりまして、「コ 世帯員以外の者から受けている育児の手助けの状況を把握する調査事項の追加（調査票A、B）」です。これについてはおおむね適当としておりますが、審議の過程で調査票の設計に関して重複や漏れが生じないような選択肢が必要であるということにいたしておりまして、たしか3つに分けて、最後を「その他」としたものでしたか。

この文章からではすっと分かりませんが。

○津谷委員 「親族（祖父母）などから」で、次が「近隣の知人 友人などから」で「その他（ベビーシッター 保育ママ）などから」です。

○阿藤部会長 具体的な修正はそうですが、そのようになるように変更する必要があるという文案になっておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、これも了解といたします。

○津谷委員 こちらのほうが全然分かりやすいですね。

○阿藤部会長 次に、「サ 携帯電話やパソコンの使用状況等の削除（調査票A）」です。これも特段の御異論がございませんでしたので適当としております。これもよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 「シ 週休制度の削除（調査票A）」です。これは週休2日制が定着しているということで、余りバリエーションが起きないということなので削除していいのではないかとということでございます。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、これも適当ということですか。

「ス 連続休暇の取得状況の削除（調査票A）」です。これも、ワーク・ライフ・バランスの進展状況をよりの確に把握するために、年次有給休暇の取得日数を調査事項に追加していることを受けて、報告者の負担軽減のために、その代替として削除するというので、やむを得ない措置であるとしております。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、これも了解といたします。

「セ 居住室数の削除（調査票A、B）」です。これも特に御異論がございませんでしたが、適当ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、これも了解ということですか。

次に、「ソ 生活行動種目の見直しについて（調査票A）」です。これは平成18年調査に係る当時の統計審議会の答申で、生活行動種目の選定について今後の課題とされていましたが、平成23年の調査では種目の変更を行わないということにしております。これについても特段の御異論がありませんでしたので、この文章では適当といたしております。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、了解とさせていただきます。

以上で調査項目の追加・削除が終わりまして、4ページの真ん中辺りから「(2) 調査方法」にまいります。

「ア 調査票の回答方式の多元化について」というところでございます。部会審議の際には、インターネット回答方式の導入と封入郵送方式の併用について別々に審議を行いました。答申（案）では一括して記載しております。平成23年の調査では、調査員調査を原則としつつ、インターネットを利用して回答を行う方式について、調査票Bについてのみ導入するということにいたしております。それで、調査員調査を原則とすることについては、特に正確な回答を得ることを優先すべきであるという御意見が強かったもので、適当であるとしております。

また、インターネット回答方式の導入につきましては、国民の個人情報保護意識の高まりや昼間不在世帯の増加による調査を取り巻く環境の変化があることを受けたものであって、回答時のチェック機能などにより正確性を確保しつつ、報告者の利便性を向上させ、調査票の円滑な提出を

可能とする措置であることから、適当としております。

ただし、インターネット回答方式は、今回、本調査において初めてかつ全国一斉に導入することとしていることから、効果や導入に伴う事務負担を検証するために、報告者が少ない調査票Bに限定して導入することは、やむを得ない措置であるとしてしております。

これでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、これもこの文案で了解とさせていただきます。

続いて、「イ コールセンターの設置について」で、5ページにまいります。平成23年の調査でコールセンターを設置するということにいたしておりますが、これについては特に審議の過程で御異論がありませんでしたので適当といたしておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、了解といたします。

続いて、「(3) 集計方法」です。

平成23年の調査では、調査事項の充実を踏まえた集計の充実と、調査票Bの生活時間欄の集計に当たって、集計項目を一部再分化するというようにしております。これについても特段の御異論がございませんでしたので適当としております。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○安部委員 済みません、先ほどの普段の健康状態のことで、今、見てみたところ、これは無業者を含めた集計はないということで、普段の健康状態を無業者について集計した項が私の見た限りないように見えたんですが。

○津谷委員 この質問は、有業者にしかしていないです。

○安部委員 それでですね。分かりました。

済みません、失礼しました。

○阿藤部会長 一応、その案は出たんですが、統計局の方でこの調査票の設計上、もうスペースが決まっていますので、とても難しいという話になって、断念したところです。

○津谷委員 でも、本当は無業者にも聞くべきです。

○阿藤部会長 そういうことで、有業者に限定させていただきましたので、集計も当然、有業者だけということになります。

それで、「(3) 集計方法」については了解いただけますか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 そこで、最後に5ページの「3 今後の課題」でございます。

どうぞ。

○嶋崎専門委員 申し訳ありません、少し前に戻ってしまって恐縮なんですが、2ページの「オ 個人の年間収入の追加（調査票A、B）」というところで、これはとても大きな変化であると思うんですが、この場でも忌避感はかなり強いのではないかということの懸念は出たかと思うんですが、やはり、その辺りは少し触れておく必要はないでしょうか。今回、世帯収入と両方を聞くことになっ

て、これは大変大きな変更であると思われるのですが、その辺り、有益で適当ということで終わっておりますが、懸念があるけれどもというふうなニュアンスを少し加えていただいた方が、そこは事務局の方に御判断いただければと思いますけれども、少しそこのところが気になりました。

○阿藤部会長 それは議論の過程でも出たところですね。

○嶋崎専門委員 やはり収入を個々の者、全員に聞くわけですから、少しそこのところを御配慮いただければと考えます。

○阿藤部会長 それについて、特に御意見はございますか。文章上、どう入れるかはまた少し検討が必要ですが、そういう懸念といいますか。

どうぞ。

○津谷委員 済みません、先ほどの嶋崎専門委員がおっしゃったことについてではないんですが、このオの個人の年間収入ですけれども、これは仕事からの収入ですね。

○嶋崎専門委員 はい。それに限定してということです。

○津谷委員 ですから、これは世帯の、英語で言う income、総収入ではなくて、英語で言う earnings、つまり働いて得られる勤労所得ですから、それは働いている個人で聞くしかないわけで、ですから、この書き方を少し、先生がおっしゃったことはそのとおりなんですけれども、仕事から得る個人の収入とやっておきますと、世帯の総所得とこれは別のもので、働いている人が earnings としてどれぐらい稼いでいるのかということで、これは個人ベースで聞くしかないんだなということが恐らく統計委員会の委員にもよく分かると思うんです。

ただ、おっしゃるように、確かにどれぐらい働いて稼いでいるのかということについて今回初めて聞くわけですから、これはある程度慎重にという意見が出たということはここで明記を、そういうニュアンスをもしうまく表現できるものなら記載することは適切ではないかと考えます。ですから、これを使って、要は就業時間があるわけですから、時間当たりの wage rate がここで計算できるわけで、これは実は大変大事な指標であると思います。

以上です。

○阿藤部会長 それでは、やはり収入というものは非常にセンシティブな事項であるということもあり、世帯については既に聞いていて、更に有業者の個人の仕事に絡んだ収入を更に追加して聞くということで、負担が重いといいますか、やはり調査対象者に対して負担感が増すということがありますので、そういった懸念があるということはこの文章の中では少し入れるというようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局の方、いかがですか。事務局にお任せしていいですか。

○吉田調査官 御相談をさせていただきます。

○佐藤専門委員 ただ、負担は大きいけれども、労働時間との関連性を明らかにするためにも、世帯収入では分かりませんので、個人の労働時間と収入との関係を明らかにする上でも重要な項目であるので、あえて追加するのだということをお入れいただければと思います。

○阿藤部会長 かなりニュアンスが増えましたね。

○津谷委員 ごめんなさい、それでは、ニュアンスついでに、ただ、確かに負担はあるとは思うん

ですが、これは一応、カテゴリーで聞いているわけで、実際、源泉徴収票をどこかから取ってきて、それを書き写せという、国民生活基礎調査みたいに額を聞いているわけではない。これは額を聞くとなると大変で、非常な工夫が、これは自計ですから、つまり self recording なので難しいんですが、大体の額聞いているわけですから、恐らく世帯収入もあるのに、また仕事のということが少しひっかかるということが主であったように思うんです。

ただ、どこか1つにマルをすればいいわけですから、それ自身は本当の所得、earnings の額を聞いているわけではないので、ニュアンスで申し訳ないんですけども、それはそんなに気にする必要は恐らくないのではないかと。むしろ、「あれ、またお金の話」という感じの方が問題で、これにかかる時間的な苦労はそれほどない。特に働いている人間なら大体、自分の所得がどれぐらいかというのは当然分かっているわけで、一番近いところにマルをすればよろしいわけですから、それ自身はそれほど負担ではないと考えます。

○阿藤部会長 ただ、何といっても、やはり収入を2つ聞くというのは。

○津谷委員 そちらの方をむしろ、きちんとクリアーになさって、説得力のある説明をしてもらいたいと思います。

○阿藤部会長 若干の負担感があるということで、今、出た御意見で言いますと、これを聞く意義をもう少し書き込むべきということですね。

○津谷委員 そうです。

○嶋崎専門委員 その際に、これは仕事からの収入であるということを最初に明記するということが必要なのではないのでしょうか。

○津谷委員 働いている人について、仕事からどのぐらい稼いでいるかということですね。

○佐藤専門委員 それが労働時間との関係で、ですね。

○阿藤部会長 ですから言葉を追加するということですね。個人の年間収入ということで今は通していますけれども。

○津谷委員 仕事からのということで、こちらに付け加えておきますと少し違うんだということが余計はっきりするかと思います。

○阿藤部会長 仕事からの収入であるということと、それが労働時間と非常に密接に関係するという点ですね。

○津谷委員 労働時間もそうですし、もう一つはやはり余暇時間で、これは自分で稼いで、その部分は非常に時間を取られるわけですけども、経済的なリソースがもしある人の場合は、これは生活時間の使い方全体がある程度変わってくる。家事時間も、例えばもし結婚している女性が、所得が相当あった場合に家事の外部化というものも出てくるようなこともありますので、特に勿論、就業時間との絡みは大変大事であると思うんですけども、生活時間全般、生活行動とのクロスも非常に有益なのではないかと思えます。

○阿藤部会長 そういうことで、記入者負担の問題はあるんですけども、もしそういう懸念を書くのであれば、それを相殺する意味で、この質問の持つ意義を書き込んでおくということにしたいと思えます。

○津谷委員 ですから、違う質問なんだということが分かりやすく説明できていればと思います。

○吉田調査官 後ろの方の設問とですね。

○津谷委員 はい。

○阿藤部会長 どうぞ。

○安部委員 今回の点なんですけれども、就業構造基本調査で、ほぼ全く同じであると思うんですが、個人の仕事の収入と、世帯の所得であったか、何であったか、はっきり覚えていませんけれども、聞いていますので、忌避感はあるというのは、一般的に忌避感という部分と、もう一つは生活時間と一緒に聞いているということの両方なのかなと思います。

言いたいことは、ほかの調査でも個人の仕事の収入を聞くことはしていますので、確かにこの調査に入れるかどうかという論点はあると思うんですけれども、入れてもいいのではないかと考えます。入れてもいいという意味は、就業構造基本調査という、社会生活基本調査よりもずっとサンプル数も多いところで同じことを調査していますので、個人所得を聞くという意味では、私としてはそちらで一応調査できている以上は、構わないのかなと考えます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、そういうことで、今のような意義と懸念を踏まえた文案を、部会長に一任していただき、事務局に汗をかいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そういうことで、この項目全体が適当であるということについてはよろしいですね。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、この最後の5ページの「3 今後の課題」というものが1つだけございます。

調査票の回収方法につきましては、平成23年調査においては、正確な回答を得る観点から、調査員が回収を行うことが適当というふうに先ほど判断されたわけでありまして。しかしながら、調査員調査そのものが以前よりもだんだん難しくなっている。それで、回収方法の見直しについて検討を続けてまいりたいという御意見もありましたので、その旨を今後の課題として記載しています。

この部分につきましては、資料3のとおり、安部委員から事前に御意見をいただいております。

それでは、これについて事務局から説明をお願いします。

○吉田調査官 事務局から若干、御説明させていただきます。

この部分につきましては、資料3のとおり、安部委員から「22年国勢調査で郵送提出がはじめて実施され、統計調査について郵送提出や封入提出が可能であると認識されるようになっている」ということを入れてはどうかという御意見をいただいているのですが、確かに御指摘のとおり、昨年10月に国勢調査が実施されましたけれども、そこで郵送提出が初めて導入されたのは事実でございます。

しかしながら、そのことだけをもって統計調査、特に基幹統計調査において郵送提出あるいは封入提出が可能と認識されるようになった。すなわち、そういう認識が一般化したというところまでは行っていないのではないかと事務局としては考えます。確かに郵送による提出、封入による提出は行われましたけれども、その結果がどうであったのかといいますと、調査票がきちんと記入され

て、集計できる状態で提出されて、従来の調査員が配布・回収する方法と、精度上遜色のないものができているんだということが証明された上でないとそこは難しく、ある意味、ミスリーディングになってしまうのではないかと考える次第です。

それから、もう一つ、今回のこの部会での審議でも、この社会生活基本調査という調査が生活時間調査なんだという、従来のほかの調査とは少し性格が違うんだという、調査の性格を考えるべきであるというふうな御発言がありました。したがって、原則として調査員が調査票を配布・回収することでやるのが適当であるというふうな御意見をいただいたんだと理解しております。

そういうことを考えますと、事務局といたしましては、前回部会終了後にいただいた意見を踏まえて答申（案）を作成し、本日の部会にお示ししますとは申しましたけれども、安部委員の御意見を文章化してお出しするのは適当ではないのではないかとということで、勿論、事務局の今のような考えは説明させていただいて、改めて安部委員から意見の趣旨等を御説明いただいて、皆様に御審議いただいた方がいいのではないかとということで、本日の答申（案）につきましては暮れにお送りしたもののそのままという形にさせていただいております。

○阿藤部会長　そういうことで、事前に安部委員から提言をいただいたんですが、それでは、安部委員の方からどうぞ。

○安部委員　私、これの趣旨は、やはり今後の課題のところをできるだけ具体的に書いた方がいいのではないかとということが一番の趣旨でございます。実は、この国勢調査において郵送提出が可能であったために、その後、郵送以外での調査票提出が難しくなっているというような御発言が、部会の審議でも、調査実施者の東京都さん、神奈川県さんからあったように思います。

ただ、私の趣旨はむしろ、この今後の課題が、具体的なところに踏み込んでいないのではないかと、という点です。つまり、調査票の提出方法について検討を行う。それで、どのような検討でもいいという形になってしまうのではないかと。それよりはむしろ、現状の把握及び、それでは具体的にどうするか、例えば郵送提出も難しいのか。国勢調査は郵送提出もあったわけですけども、例えば回収の方法を若干、まだ改善する余地があるのかどうか。改善という意味は、例えば回収率を高めるとか、負担を減らすとか、そのようないろんな意味ですけども、そういうものがあれば具体的に書いた方がむしろいいのではないかと考えたところです。

調査員調査が以前より難しくなっているという一般的な事情、そういう一般的なことを書くよりも、国勢調査で別の提出方法があったということがあると、回答する側としては、国勢調査はそうだったのにというようなことを思うかもしれない。もう少し、ここの部分に具体性を持たせた方がいいのではないかとというのが一番の趣旨です。

どうしてそういうふうに申し上げるかといいますと、前回であったかと思えますけれども、以前の調査でどうだったかというのは、5年後になってみたときにやはり分からないと思うんです。以前、5年前の調査でどういう問題があったのかということが必ずしもよく分かっていない。それで、今後の課題のところを書いたことは確かに、次の審議のときにそれなりに重みを持って受け止めていただけるんですけども、それでは、前の調査でどうでしたかということが必ずしも次の審議のときに上がってきていない。勿論、上がってきていることもあるでしょうけれども、上がってこな

いこともあるのではないかと思いましたが、ここはできるだけ具体的に書いておいた方がいいのかなということです。

それで、もしよろしければ、神奈川県さんに来ていただいていますから、具体的にこのような方法がというようなことがもしおありでしたら御発言いただくといいのかなと思うんです。

以上です。

○阿藤部会長 方法というのは、どういう意味ですか。

○安部委員 ですから、ここは調査票の提出方法についてということなので、提出方法について具体的に何か、現状がこういう難しさがあるということや、それなら具体的にこういう方策が可能であるという御提案ないし御意見があればということです。

○阿藤部会長 どうぞ。

○佐藤専門委員 具体的にということでしたら、今回、インターネット調査の導入をするので、その結果を十分に踏まえてといいますか、精査して、インターネット回答の拡大を図るというような方が前段とのつながりもいいですし、現実的ではないかと思うんですが、それではまずいでしょうか。それもやはり具体的な一つの提案かと思いますが。

○安部委員 それも入れていただくと、とてもいいと思います。

○阿藤部会長 どうぞ。

○津谷委員 私、人口学者なので、これほど国勢調査に重きを置いていただいたことは大変うれしいんですが、ただ、具体的に書くということと、すごく物を絞るといって、何といいますか、狭くするということは少し別なような気がするんです。国勢調査でも、これは当然、恐らく国の一番大事な基幹統計調査で、全員に聞いて、御存じのとおり、非常に調査票は簡便なものです。これとは全く違った調査なんです。あれはセンサスです。

それで、郵送は今回からなんですけれども、封入というものは相当前から、1995年だったかと思うんですが、やられておまして、それをやった途端に、回収率が大事なのではなくて、要はユーザブルなクエスチョネアを回収することが最終的に大事なんだと思うんです。これは9割を回収しても半分しか集計できなければ、これは45%ですので、ただ、おまけにこれは国勢調査に協力する、参加することは国民の義務と、余り言っていないですけれども、一応、法的にそういうふうになっていますので、また拘束力が違うと思うんです。当然、実施主体の市町村・都道府県の方は、これはもう回収が楽な方がいいに決まっているわけなんですけれども、国・社会ということを考えてときに、これは最終的にきちんとした統計的な集計データが得られるということが実は大変大事であると私は思っております。

その際に、私が聞いただけなので、これはどれぐらい広くやられているかは分からないんですけれども、例えば、封入で出たときに何が問題になったかといいますと、これは意図的か、もしくはただうっかりか、飛ばしてしまうということが起きる。ということは、ここがさっと全部、2ページぐらい抜けてしまう。急いで書いてしまったからなどということがあってしまう。国勢調査は大したページ数はないんですけれども、最初の1ページだけやってしまう。もうめっちゃめっちゃな、どう見てもこれはもうおふざけでやったとしか考えられないというようなものは別にして、うっかり

したのではないか。

そういうときは何をするかといいますと、実は封入で送られてきた後、聞いた話では、市町村の担当者がもう一回ここを、あなた、忘れていますから、済みませんけれども、書き入れてくださいと言ってコンタクトをするのであるとか、あと、今回、東京都でインターネットによる回答をやったんですけれども、そのときに、私はインターネットで国勢調査の回答をいたしますといった方が、もしインターネットでもやらなかったらどうするんですかといいますと、その場合は電話で連絡をしますということを実際に担当の方から聞きまして、大変なことだなと思います。市町村の委託業務とはいえ、物すごいマンパワーとコスト及び御苦勞がかかっているということを私は思いましてびっくりしたといいますか、そうなんだと思ったんです。

ですので、これはそんな簡単な話では実はないんです。ですから、そういうことを、ここでここまでいろんなことがある中で、問題は、恐らく一般の国民にはそんなことは余り言っていないですからよく分かっていないでしょうし、いろんな段階がありますけれども、恐らくこの国勢調査の担当をしている総務省統計局、統計センターの方は、この問題は中央の問題だけではなくて、地方についてもよく御存じなのではないかと思います。

人口学会には、そういうことは私も、いろんなところから漏れ聞いております。そういうふうな学会でのセッションもありますので、どういうことでおっしゃったのか、私はよく分からないんです。ですから、結論を言いますと、国勢調査という、そこまで一つの調査を使って例示することについて、私は、人口学者は大変うれしく名誉なことなんですけれども、少し適切ではないのではないかと思います。

ただ、ついでに、発言の機会を与えていただいたので、もう一つ、議題をそらせるつもりはないんですけれども、言ってよろしいでしょうか。

○阿藤部会長 どうぞ。

○津谷委員 この2つ目のパラグラフの、今、下線が引かれている「国民の個人情報保護に関する意識の高まりにより」というものがありまして、3つ目のパラグラフで「したがって、国民の個人情報保護に関する意識の高まりに」と、また同じフレーズがあるんです。これは余り、大して長くない、短い文章で2回は非常にリダダント、重複で、少しくどい。ですので、この2つ目のところ、どちらでもいいと思うんですが、更に具体性がなくなると言われるかもしれませんが、これは少し蛇足ですので、これはお任せいたしますけれども、例えば、「したがって、このような調査環境の変化に的確に対応しつつ」というふうなことにした方が読みやすいのではないかと思います。

以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。ほかに委員・専門委員の方で御意見はございますか。

佐藤専門委員、いかがですか。

○佐藤専門委員 具体的にということは先ほど申しましたが、あとは、ここで郵送提出や封入提出が可能であるという認識がされているというデータといいますか、そういうものが手元にないといいますか、そういうものは調査されていませので、事実かどうか少し分からないことを書き入れてしまうことは危険なのではないのかな。そのように危惧いたします。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

嶋崎専門委員、どうぞ。

○嶋崎専門委員 確かに、封入に言及するよりも、むしろ先ほど佐藤先生がおっしゃっていたようなインターネットの利用というふうなことも含めた、もう少し広い今後の課題というふうに展開した方がよろしいのではないかと考えます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

御指名がありましたので、もし神奈川県さんから何か御意見はございますか。

○神奈川県 実施しているところの意見になってしまいますが、実態ということから見ますと、まず、さっきの国勢調査で郵送提出が初めて実施され、統計調査について郵送提出や封入提出が可能であると認識されるようになってきているということについて、確かにまだ始まったばかりですから、それを証明するようなデータはないという御指摘はもったもな事だと思えます。

ただ、私は国勢調査の事後調査を担当してまして、事後調査に対しての苦情がかなり来たわけなんですけれども、その中で、国勢調査は郵送ができるのに、何で事後調査は直接回収でないのだめなんですかというようなことがかなりありました。そのときは、事後調査に関しては検証が目的なのということで説明させていただいて御納得をお願いしたという経緯があるわけなんですけれども、今度、社会生活基本調査になったときにはどういう説明をするかということに多分なります。そういうふうな苦情が来たときにどう説明するかという問題が出てくると思います。社会生活基本調査は他の調査と違うということ、非常に直接回収の意味があるということの説明しても、分析して結果を利用する側の意見であって、調査を受けた人たちは多分、その理由では納得は難しいのではないかということが想像されます。

また、今、この席で言うのも僭越ですが、私が一番、この部会で違和感を覚えたのは、調査員調査についての期待感が非常に高くいらして、確かに理論的には調査員調査ということになって、初めて質の高い調査票を確保できるということになると思います。しかし、実態を少し説明させていただきますと、今、すべての、多分、都市部の自治体においては調査員の確保自体が非常に問題になってまして、確保するのがやっとな状況です。特に5年前のこの調査については、私は経験していないので申し送りですが、調査員の確保は非常に難しかったそうです。といいますのは、この調査は非常に大変であるというのが経験を積んだ調査員の中では浸透してしまっていたということもありまして、調査員の確保は非常に難しい。それは5年前もそうですし、今はすべての調査において調査員の確保は難しくなっています。

更に質の向上になりますと、確保自体が難しい中で、客体の方にちゃんと調査の趣旨を説明して、書き方を説明して、更に回収のときにはチェックをして、正しい質の高い調査票を確保するスキルを身につけた調査員を育成することは、調査員にばらつきが非常にありますので、現実的には非常に困難です。そうしますと、実態面から行きますと、調査員調査だったら非常に質の高い調査票を確保できるという期待感にはかなり違和感を覚えました。

現状を考えますと、実際、多分、どの調査も調査票を受け取ったときにチェックをして、ここが抜けていますとか、これが矛盾していますということを調査員が確認するという作業は現実的には

難しいのではないかと思います。

○阿藤部会長 佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 確かに、調査員調査に期待しているというよりは、勿論、期待させていただいておりますが、むしろそうでない郵送とか、あるいはそういう回収方法、ほかのデータの質が信頼できないという、そちらの方でもあるわけです。私も、学生時代からトレーニングの間に調査員として回っていますし、あるいは調査会社の方たちに、こういうふうに説明してくださいというセミナーなどもやって調査をやってもらったりしています。それで、生活時間調査で回ったこともありますので、これでいかに大変か分かりますけれども、ただ、勿論、統計局の皆さんの課題だと思えますが、是非、事前の準備を十分にさせていただくことで少しでも都道府県の負担が減るように、それはこの部会の問題ではないと思えますけれども、そのようにしていただけるよう、切に願っております。

○阿藤部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私も、先ほどのお話は大変よく分かります。この社会生活基本調査は大変難しいんですが、恐らくそれよりももっと難しい、家計調査ですけれども、これは私が回答者になったら、これは書けるかなと思ったぐらい、本当に家計簿を書くようなとてつもないもので、それを簡略化するとき、私、委員会にいたんですけれども、簡略化してもすさまじいもので、本当に難しいというのは大変よく分かります。

でも、それであるがゆえに、これは恐らく、原則は調査員ということで、どうしても私は封入でなければ嫌だと言われたら勿論、それでよしいわけなんです。最初からこれでどれにしますなどとやってしまったら絶対駄目です。なぜなら、恐らく私が回答者でも、これは相当な時間と力がかかってしまって、やはり easy way out をしてしまうのではないかと。これは本当におっしゃることは大変よく分かっておりまして、調査員に大変過重な期待をしているわけではないんです。そして、回答者の側から見たら、恐らくおっしゃるとおりであろうと思います。それであるがゆえに、やはり原則、もし私はそうでなければ嫌だと要求されたら、勿論、これは封入で出していただくということなんです。ですから、最初からウェートを置かないようにしないとイケない。

それで、先ほどどういう説明をするかということをおっしゃったんですが、この場合は、特に郵送というものは大変危険である。なぜなら、時間が経ってしまうからです。これは10月20日時点ということで、子どもの年齢とか自分の配偶関係、これは国勢調査ですけれども、ましてや性別、同じ世帯に10月1日付にだれが住んでおるかなどというのは大体分かるわけですから、それは郵送調査でいいんです。ただ、これは時間が経ってしまうところの10月20日のことを恐らく忘れてしまうと思うんですよ。ですから、済みませんけれどもお願いしますということを、私も1週間前にどうやって時間を使ったかを今から思い出せと言われたら、ぼけておりますこともあるんですが、大変困ります。ですので、そこで回答者の側に立って、それでお願いしますと言っていただくのが一番いいのではないかと思います。

ただ、もう一回言いますが、国勢調査というものとは全く質問の質が違いますので、これは郵送ができるということでもあります。ただ、そういうここでの御意見を踏まえて、調査票の提出方法の

多様化について検討を行うとでもなさったら、もう少しいろんなやり方で、ただ、これはやはり調査によって、その調査の質・種類・ネーチャー・タイプが違いますので、もう一回言いますが、ここで国勢調査を持ち出すことは、私はむしろマイナスになってしまうように思いますので、やはりこれは社会生活基本調査を主に考えるべきです。ただし、おっしゃることはよく分かりますので、いろんな方法をやはり考えるべきであるということはそのとおりであろうと思います。

以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

いろいろ御意見が出ましたけれども、安部委員、いかがですか。

○安部委員 統計委員会においても、委員が調査員の調査に同行するなどして、とにかく実際の調査の現場を経験してみてもどうか、というような御意見が2度ほど出ていますので、そういうことも踏まえて、やはり現場のことをもう少し反映させる形にできたらいいのかなというのが私の考えです。それで神奈川県さんに具体的な、前回、何か提出方法で具体的にこういうふうというものがあつたかと思うんですけども、たしか郵送提出についてでしたか。

○阿藤部会長 どうぞ。

○神奈川県 提出方法については先ほど津谷委員がおっしゃったみたいに、多様化が一番いいと思います。封入・郵送提出にしてくださいということを行っているのではなくて、要するに原則、調査員が配布して回収するというもので構いませんが、ただ、どうしてもいろいろな世帯の方がいらっしゃいます。プライバシーの問題からどうしても、今回、事後調査をやってみた中でもありましたが、やはり郵送でなければ嫌だというふうに非常に郵送提出に固執される方、調査員に渡すと見られてしまうとかそういうことを非常に嫌がる方がいらっしゃるわけですし、また、プライバシーの問題ではなく、生活時間の問題もあります。神奈川県では調査員の9割が女性です。そうしますと、夜、10時以降とかでないとは帰ってこないとおっしゃる方がかなりいらっしゃって、その方たちの回収は結局、県の男性の職員が代わりに行って回収していました。

郵送だったらそういう方たちからの提出を受けることができますので、あくまでも原則は封入をしないで調査員が配布・回収ですけども、実態に併せて多様な手法が、提出方法が選べるような形を御検討いただきたいと思います。当然、インターネットもありますし、郵送もありますしということで、本人がどうしてもということであれば、そういう方法も選べるような形を検討していただけたらと思います。

○阿藤部会長 どうぞ。手短にお願いします。

○津谷委員 私も、こんなところで自分のことはあれですけども、私、実はこの政府の調査だけでなく、科研費その他で、英語で Survey Director という調査の責任者を過去20年ぐらい、6～7回ぐらい全国調査でやっております、各市町村に層化2段抽出でサンプルを取りまして、何百か、そこにまずお願いを、住民票の開示をするところからやっているんです。それで、当然ですけども、これは政府ではないので、調査会社を使うわけですが、その調査員さんの確保がいかに大変かということもよく分かりますし、調査員さん自身がプレテストをやったときに、皆さんが来て、いろんなことをおっしゃる。そこに参加させていただいたり、調査票の質問を変えるときに、

実際に回答者の属性を決めて、来ていただいて、いろんな忌憚ない意見を随分と聞いておりますので、おっしゃることは大変よく分かっております。それで、調査というものは研究者のためにやっているわけではない。ただ、これは政府統計ですから、やはり社会のためにやっているわけで、国のためにやっているわけで、そのためによい情報を、それも信頼性のある情報を取らねばならない。これは難しくなればなるほど、ある意味、この情報の重要性は上がってくると私は思っております。

それで、さっき多様化と言いましたが、実は日本人の生活行動だけではなくて、ライフコースもいろんな意味で多様化してきているんです。人口学者もそうなんですけれども、昔は非常にユニフォームでしたので、本当によかった。ですので、難しくなっているというのは十分そうで、警察から電話がかかってきたり、消費者センターから電話がかかってきたり、慶應大学の交換台に、津谷がおるのかとか、訴えるぞと言われてたり、塾長が頑張ってください、学校にも顧問弁護士がいますからなどと言われてえらい目にあって、そういうことは本当に数限りなくあるんです。ただ、そういうことは大変よく分かっておりますが、この場合はやはり、そのことを、現実を認識するということと、こういうことをやるということの目的をきちんと把握して、皆が協力をして、その成果に向かっていくということ。その手助けを少しでもできたらと思いますので、やはりここは、余り細かくはしないけれども、ここでおっしゃったように、いろんなやり方をこれから考えていくのだということオープンな形で、そのニュアンスが出るように文言修正をしていただけたらと思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。いろいろな御意見が出て、それぞれの角度から見ればもっともな御意見なんですけれども、今後の課題として、なかなか本調査の中身の性格上、国勢調査のようなことをなかなかしにくいという現実があります。

先ほど神奈川県の方が、研究者・分析者のためにやるのではないというニュアンスの御発言がありましたけれども、これはむしろ国としてやっているわけで、国が大きな政策を立てる場合に、この調査がいろんな面で有効である、有用であるということでやられていますので、そこを何とかうまくやっていきたいというのが、この統計委員会なり部会の審議の存在する所以であると思っております。調査そのものの意義については、またどこかの機会で議論する場があるのかもしれませんが、一応、そういうことを前提とした上で、それでは最近のような調査環境の中でどうやってうまく円滑に進めて、かつ正確な中身が手に入るか。非常に難しい選択であるわけです。

それで、安部委員から具体化ということがございましたが、そういう今のような事情を考えるとなかなか具体的なことを特定化して言うのが難しい。特に国勢調査での郵送回答というものは、確かにまだ行われたばかりであるということで、これについての評価、調査方法の変更の評価はまだないということもありますし、国勢調査そのものがこの社会生活基本調査とは大分性格が違うということなどもありますので、それをそのまま具体的な形に入れるというのは、どうも皆さんの御意見から見ますと余り好ましくないのではないかという御意見が強いようでございます。

ただ、提出方法についてただ漠然と検討を行うというのではやはり少し弱いのではないかということで、今回の調査の中でインターネット調査を調査票Bについてやってみるということが出ておりますので、そういうものを含めて調査票の提出方法についての多様化について、可能性について

検討する必要があるというふうなことでまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、津谷委員からの御意見のとおり、第2段落と第3段落で同じような言葉が短い文章の中に2回も出てくると確かに非常に美しくない文章ですので、第3段落目のこれはもう少し、少なくともこの文章は削って、このような調査環境の変化に的確に対応するとか、そういうような形で少し文章を手直しするという必要かなと思います。

以上のようなことで御了解いただけますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 ただ、今日、神奈川県さんの方から聞いた話で、勿論、大都会という、全国の平均値ではないんですが、大変調査が難しくなっているということは何らかの形で、私の個人的発言でもいいんですけども、統計委員会の方にやはり生の声として伝えておきたいと思います。

全般的に調査環境が非常に悪くなって難しくなっているんですが、かといって全部が全部、プライバシー最優先で、密封で、郵送回収でやればいいのか。何か角を矯めて牛を殺すようなことに、肝心の中身が全くだめになってしまうというのでは大変問題なので、その辺の問題を重視しながら最善の策を考えていくということでしょう。

勿論、インターネットの普及がどんどん進めば、これは一つの非常に有効な解決策であると思うんですが、大分時間のかかる話でもありますので、その中でどういう狭い道を我々は進んでいくのかということであると思うんですけども、いずれにしても、そのような点を本委員会の場で問題提起しておきたいと思います。

どうぞ。

○津谷委員 ついでに、先ほど神奈川県の担当者の方から、済みません、2つ目の段落なんですけれども「国民の個人情報保護に関する意識の高まりにより」もそうなんです、少し思いましたのは、具体的で、特定化しない。具体化と特定化は違うという阿藤部会長のおっしゃるとおりであると思うんですけども、ここに例えば「国民の個人情報保護に関する意識の高まりや調査員を確保することのより難しさ」とか、ここにもし入れられるものなら、要は答える回答者もそうなんですけれども、フィールドで調査をする側も大変になっているんだということをもう一つ、ワンフレイズぐらい入れられると更に深みが出る。

先ほど、確かに神奈川県というものは恐らく、ある意味、県としては東京よりも都会ですから、東京には23区だけではなくていろんなところがございますので、おっしゃることは大変よく分かるんです。ただ、昔はurbanとrural、都市部と村落部・郡部と、非常に回答率にも大きな差があったんですけども、最近はそれも縮まってきていますので、恐らく神奈川県さんの困難というものは非常に困難なところであると思うんですけども、例外的なものでは日本中でないと私は感じますので、もう一つ、問題をますます難しくしてしまして済みません。その部分も少し入れて、最後のところを「このような調査環境の変化により」とすると非常に大きな、これは今回、この調査の問題だけではなくて、調査をやっていくということ全般の問題であると思いますので、せっかくの御指摘がありますから、もし「意識の高まりなど」、余り好きな言葉ではないんですけども、

国民の個人情報保護に関する意識の高まりだけではないようにも思いましたので、一言申し上げました。お任せいたします。

○阿藤部会長 どうぞ。

○佐藤専門委員 この個人情報保護の高まりといいますと、2000年代とか1990年代後半からみたいに思われるかもしれませんが、調査をずっとやっていると、個人情報保護法の前にオートロックマンションができたところで、回っていて非常にやりにくくなったんです。つまり、社会不安みたいなものと、安全を確保するための、見知らぬ人が顔を見せてもドアを開けないというオートロックマンションみたいなものから相当、訪問調査がやりにくくなりまして、それは調査員として回っていて、オートロックマンションの多い地域と、そうではない一戸建ての地域ですと回収率が全然変わってしまうというのは身をもって体験しています。

なので、個人情報保護だけではなくて、例えば社会安全とか、あるいは住環境の変化とか、そういったこともあるんだということをお書き加えになってもよいかもしれません。つまり、調査環境の変化が意識だけの問題ではないということです。

○阿藤部会長 ありがとうございます。国の調査等で、あるいはそういう調査環境の変化の中に具体例がいろいろ挙がっているんですけども、確かにここでは、この個人情報保護意識のところだけが書いてあるという、確かに少し不思議な感じもしないではないというので、今、おっしゃったようなものを具体的に幾つか上げるか。

ただ、調査員の問題は少し、私はむしろ統計局さんの方に、今、出たようなことの中に、調査員確保の困難とかというようなことをここに書き入れることについて、どんなふうなお考えですか。

○栗原室長 一般的に難しくなっているということは確かにあるのかなと思うんですけども、個別のこの調査の中でそこまで書いた時にどういう影響があるか、にわかにはわからないところかなと思います。

○阿藤部会長 もう少し、今、出たような居住環境の変化とか、そういう一般的な環境変化の具体例を幾つか並べておくというのは私はいいと思うんですが、詳細の問題にまで入り込むと、これはかなり、またいろんな角度から議論しなければならぬので、少し大変な感じがします。

○津谷委員 済みません、これに直接関係ないんですけども、佐藤専門委員がおっしゃったように、実は私、このオートロックで2009年に2つ全国調査をやりまして、そのときに皆さん、実際に聞いたときに一番多かったのが未婚の女性で、御存じのとおり、日本は未婚化が急激に進行していきまして、そして未婚の女性で一人で住んでいらっしゃる。これは都会だけではなくて、そういう方はほとんどがオートロックなんです。そうしますと、ほとんどの方がだれが来ても絶対にドアを開けない。

それではどうするのかといいますと、今回、何をやったかといいますと、インターネットは必ず使うということでしたので、まず調査員が調査に伺いますとお知らせする。恐らく事前にはがきなどで通告をなさって、いきなり行かないと思うんです。そのときにホームページをつくりまして、その調査についてかくかくしかじか、こういう趣旨で、確かに私ども慶應大学がやっております。それで、これは科研費のお金を、これはアメリカのNIHで、詳しいことはこういうことをお願い

する。インターネットでURLが書いてありますと、必ずそれをチェックするらしいです。ですから、これだったらということで、それではやってもいいですよという御連絡をいただいたということが非常に多かったんです。

要は、さっきの住環境もそうですけれども、居住形態、だれとどこに住んで、どういうところに住んでいるのかということで、やはり手を変え、品を変え、これは大変なことなんですけれども、これをやらざるを得ない。調査員の問題もそうなんです、余り調査実施主体の方のことをここに文章にするということについては私も慎重にした方がいいとは思いますが、少し、この意識の高まりだけではない部分もあるように思いました。

ですので、その改善策を、それではどうすれば調査に協力していただけますかといったときに、URLがあって、ホームページを見て、それでしたらというようなことを言われまして、国の場合は本当に国がやっているのかと言われたいと思うんですが、本当に慶應大学がやっているんですかというのがまず一番多いんですよ。うさん臭くて、調査に協力したら変なものを売り付けられたとか、そんなもので、消費者センターに行ってしまうたり、あと、地域の住民課に行ってしまうたり、ひどいときには警察に通報されたりということがいろいろございますので、そういうことでも今は、たとえ政府といえども、公といえども、いろんなところに手を回して、調査環境を整えてやる必要がやはり出てきているように思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、一応、結論的には、今、津谷委員から、第2段落の「しかしながら」の後ですね。「国民の個人情報保護に関する意識の高まりにより」というふうに1つの原因に断定できるものではないので、どう書くかですけれども「居住形態の変化」とか「住環境の変化」とか、オートロックマンションですと住環境ですし、独り者の世帯が増えているというようなことは居住形態ですね。そんなことを含めて文章化する。それで、調査員調査が以前より難しくなっている。そういうふうにつなげるように文章を作りたいと思います。

そういうことで御了解いただけますでしょうか。

どうぞ。

○安部委員 ここに書きにくいことは、部会長メモとして出していただくというわけにはいかないでしょうか。廣松先生などがよく出されていらっしゃいますね。

○阿藤部会長 それもありますね。

○安部委員 それでは、それも御検討いただければ、阿藤先生には大変申し訳ないんですけれども。

○阿藤部会長 そのメモというものは何に関してですか。

○安部委員 つまり今のことで、ここには入れられないというようなことが結構、具体的な、例えば調査員の確保が難しいというのはここには少し入れにくいということなんですけれども、これはやはり現場は切実なはずですね。

○阿藤部会長 私は、それは口頭でと思ったんですが、実は部会長メモといっても、これをまた議論して、結構、手間がかかるんですよ。私個人で勝手に言うというものでもなさそうなので、ですから、個人的な発言とは言っても、文章化する手間が相当かかります。

○安部委員 それでは、分かりました。それはそれでいいんですが、別の件で、申し訳ないんですけども、今後の課題です。今、11月16日の部会の結果概要を見ておまして「5 結果概要」の(1)の、先ほどの件なんですけど、普段の健康状態の把握に関する選択肢の修正ということで、ここは中長期的に、無業者も含め全員に尋ねるべき事項であるとあるんですが、これは今後の課題に入れておいた方がいいということはないでしょうか。

○佐藤専門委員 少し問題が小さ過ぎますね。

○阿藤部会長 どうぞ。

○津谷委員 これは本来、無業者にも聞くべきであるというのは私も全く賛成なんです。ただ、もしこれを入れるとすれば、先ほどの健康の質問の部分に一言言うか。ただ、そうなりますと、これを全部書き直さなくてはいけなくなってしまいますので、ただ、今後の課題というものはもう少し大きなことだろうと思うんです。

ただ、安部先生がおっしゃるとおりで、健康というものは、さっきも何度も言っていますけれども、選択性のバイアスがかかっています。本当に健康でなければ働けませんし、働く方にこれは影響が必ずあるはずなので、それはあるわけですが、ここに最終的な答申に入れてくるとなりますと、先ほどの健康についてのエですか、これは全部といたしますか、ある程度、非常に大幅な加筆修正が必要になるかなとは思っています。

私、実はこのことをここで話しているときに、よほどもう一回言おうかなと思ったんですけども、やはりこれは今回の答申であると思おまして、ここでは珍しく黙っておりました。

○阿藤部会長 ここで一般論といたしますか、勿論、最終案としてはこういう答申(案)を作って、それが統計委員会で承認されるということになるんですが、ここで議論したことのうち答申(案)に出なかったものは何のインパクトもないのかといたしますと、そうではないというのが一つの考え方で、議事録に残っていることはそれなりに調査実施者が考慮するというようなことに一般的にはなっているようです。

ですから、多分問題としては、今後の課題というには少し小さ過ぎるといたしますか、非常に微妙なところなんですけれども、余りそういう個別の質問について書くことはしないようなので、それはそれで議事録の方にそういう議論がされているということで、統計局の方で今後といたしますか、次回の調査の設計に際して考慮していただきたいということを議事録を通して伝えているというふうに申し上げておきたいと思おます。

そんなところでよろしいでしょうか。

○安部委員 はい。結構です。

○阿藤部会長 それでは、一応、全体の理由のところの議論がすべてこれで終わったということになります。若干、文章の手直し等が残っておりますけれども、それは別として、そこで最後に答申(案)の1ページ目に戻っていただいて「1 承認の適否」というところです。

ここで承認の適否は、今回の社会生活基本調査の変更について承認して差し支えないと結論付けています。これは「2 理由等」で計画の修正が必要とされた箇所について、総務省政策統括官室と統計局が適切に対応するという条件にして、承認をして問題ないとするものであります。

そういうことで「1 承認の適否」について、承認して差し支えないとすることに御異議はございますか。

それでは、ないということによろしいですね。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、御異議なしと認めますので、その部分について当部会として了承とさせていただきます。

そういうことで、答申（案）に関する審議は以上となります。

今の文章から言いますと、まずはペンディングの部分で、2 ページのエの部分は先ほどの修正案のとおりですね。

オの部分については、個人収入の追加について必要性和拒否感があるということ、バランスを取った形で織り込むということでございます。

それから「3 今後の課題」につきまして、先ほど大体、議論が出ましたような形で修正文をつくることにいたします。

それでは、答申（案）全体につきまして、特に今の3点、しかるべく修正を行うことを前提として、本部会として了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、了承いただきました答申（案）については所要の修正の後、1月26日に開催予定の統計委員会に提出して、今回の部会の結果概要と併せて私から報告することといたします。

それでは、今の3点の修正につきましては、私と事務局で文案を作った上で、メールで送らせていただきます。そういうことで、一応、本部会における社会生活基本調査の変更についての審議は本日をもって終了となります。11月初旬から4回にわたって皆様に御審議いただいた結果、今日、一応、答申（案）をまとめることができました。各委員・専門委員を始め御参加いただいた皆様に本部会の部会長として厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、社会生活基本調査に係る部会審議はこれで終了いたします。ありがとうございます。